

建築主・設計者・工事監理者のみなさまへ

建築物に関する検査の特例(建築基準法第7条の5)を受ける場合
工事写真の提出が必要となります。

- 建築物の建築に関する確認の特例(建築基準法第6条の4)による確認の特例を受け、確認済証の交付を受けた建築物の完了検査は、建築物に関する検査の特例(建築基準法第7条の5)を受け、完了検査申請をしていただくこととなります。
- 検査の特例は建築士である工事監理者によって工事監理されたことが必要ですので、**必ず建築士の工事監理者を選任してください。**
- 富士見市では、検査の特例を受ける場合、監理者が適切に工事監理を行っていることを確認するため、完了検査申請書に下記の工事写真を添付して提出していただくことになっております。

- 1 基礎の配筋の工事終了時 (3枚程度)
 - 基礎配筋の全景
 - 基礎の配筋形状がわかるもの
- 2 構造耐力上主要な軸組若しくは耐力壁の工事終了時 (4枚程度)
 - 柱、筋かい、耐力壁の全景
 - 仕口、継手金物等の施工状況がわかるもの
- 3 屋根の小屋組の工事終了時 (3枚程度)
 - 小屋組の全景
 - 火打梁、母屋等の接合部がわかるもの

※ 写真には表示板(工事名、撮影年月日、撮影部位を記入)を含めて撮影してください。

お問合せ先 富士見市建設部建築指導課
電話 049-251-2711(内線422)